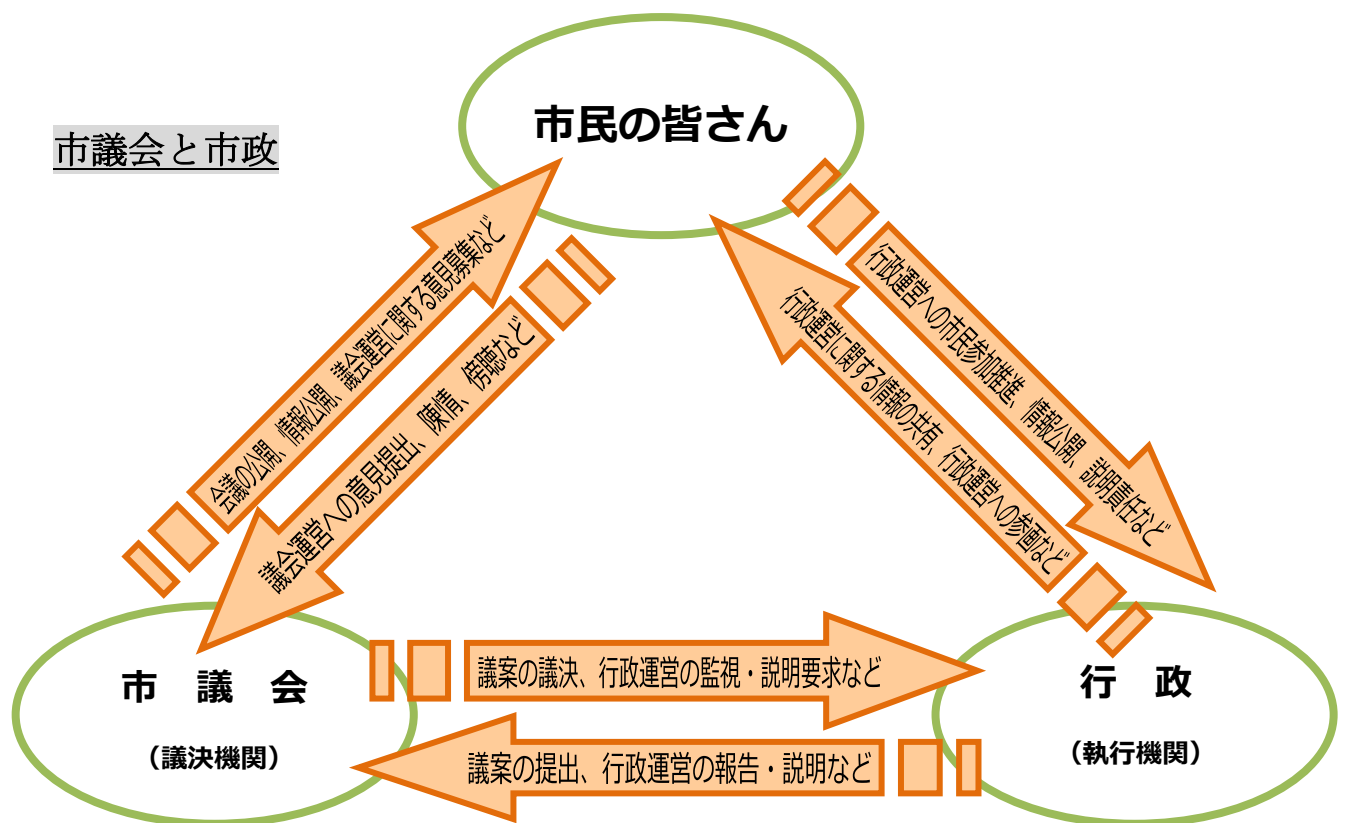


市議会ってどんなところ

(令和7年度)



四日市市議会



四日市市を快適で住みよいところにしていくためにどうすればよいかは、市民全体が「自分たちで考え、話し合い、そうして決めたことを自分たちの手で実行していく」ことが大切です。

しかし、市民全体が集まることは困難であるため、代表者として「市議会議員」と「市長」を選挙によって選びます。

「市議会議員」は、市議会を構成し、市民の意思を市政に反映させるため、市民生活のいろいろな問題についてきめ細かく審議し、どう処理すべきかを決めています。このため、市議会は、「議決機関」と呼ばれています。

一方、市議会の決定に基づいて実際に市政を運営するのが、市長を始めとする「執行機関」です。

市議会と市長は、お互いに独立した立場から協力しあって、市民生活の向上に努めています。

市議会のしくみ

○ 議員

「市議会議員」は、4年ごとの選挙によって、市民の中から選ばれますが、市内在住の満25歳以上で選挙権のある方なら誰でも立候補できます。

現在の議員の定数は、34人となっています。

また、現在の議員の任期は、令和9年4月30日までとなっています。

○ 議長と副議長

市議会には、議員の中から選挙によって選ばれた「議長」と「副議長」がいます。

「議長」は、市議会の代表者であり、市議会が円滑に運営されるよう努め、議場の秩序を保ちます。また、議会に関する事務処理を行うのも「議長」の仕事です。

「副議長」は、「議長」に事故がある時、又は欠けた時に「議長」の職務を行います。

○ 会派

政党に所属する議員や同じような考え方・意見を持つ議員は、自分たちの考えを効果的に市政に反映させるため、グループを作って活動しています。本市では、所属議員3人以上のグループを「会派」として認め、各派代表者会議に出席したり、本会議において代表質問を行っています。

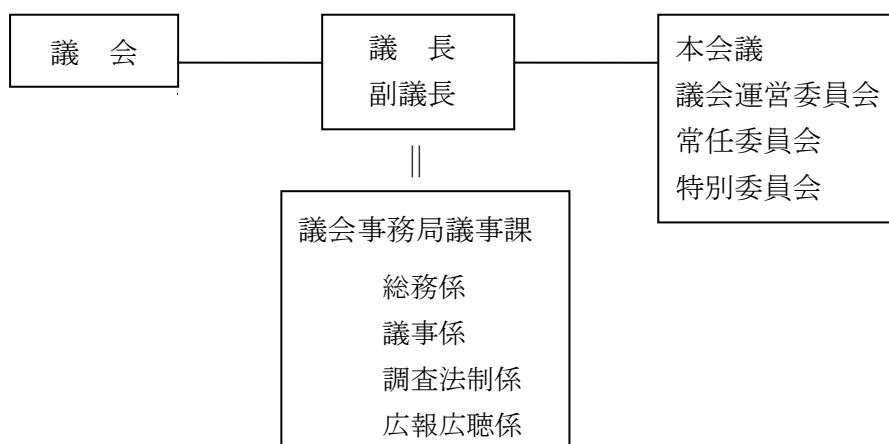
本市議会の「会派」の構成は、次のとおりです。

◇ 政友クラブ（9人） ◇ 新風創志会（7人） ◇ フューチャー四日市（7人）

◇ 公明党（5人） ◇ 市民目線の会（3人）

◇ いずれの会派にも属さない議員（3人） <令和7年5月15日現在>

○市議会の組織



市議会の運営

平成23年度より定例会を年1回とし、会期を通年とする通年議会が始まりました。休会中でも議長の権限で会議を再開できることから、緊急性のある課題への素早い対応や、常任委員会での所管事務調査など、議会活動の活発化が可能となります。

○ 本会議

全議員が議場に集まって会議をするのが「本会議」です。市議会に提出された議案や市議会としての意見書提出などの可否は、この「本会議」において最終決定されます。「本会議」を開くには、定数の半数以上の議員の出席が必要であり、議案の可決には、原則として出席議員の過半数の賛成が必要です。

○ 開会議会・定例会議会・緊急議会・閉会議会

市議会は5月に定例会を開会し、「開会議会」において正副議長や議会役員の選任を行います。また、原則として毎年2月、6月、8月、11月に開かれることになっており、これを「定例会議会」といいます。そのほか、必要に応じて「緊急議会」が、閉会に際し必要な場合は「閉会議会」が開かれます。

○ 定例会議会のスケジュール

本会議	開 議	議長の開議宣告
	議案説明	市長（及び議員）が議案の提案理由を説明します
	代表質問	各会派代表が市長の施政方針に関し質問します（2月定例会議会他）
	一般質問	質問を通告した議員が、市政全般について質問します
	議案質疑	議員が提案者に対し、議案に関する質疑を行います
	委員会付託	議案は、常任委員会に付託されます （必要に応じて議会運営委員会、特別委員会へ付託します）
↓		
委員会	常任委員会 （特別委員会）	各所属議員が審査の上、委員会としての賛否を決定します
↓		
本会議	委員長報告	各委員長が、審査の経過や結果を報告します
	討 論	議員から、議案について賛成又は反対の意見が述べられます
	採 決	議案について、可決、否決等の意思決定を行います
	散 会	議長の散会宣言

○ 委員会

市議会で扱う問題は、数が多く内容も幅広い分野にわたっています。そこで、これらをいくつかの部門に分けて、専門的・能率的に審査するため委員会を設けています。

委員会には、常に設置されている「常任委員会」と「議会運営委員会」、必要に応じて設置される「特別委員会」があります。

本市議会には、次のような委員会が設けられています。

◇ 常任委員会

名 称	定 数	担 当 事 項
総 務 常任委員会	8	市政の企画、財務、危機管理、消防などに関する事項
教育民生 常任委員会	9	教育、こども、健康福祉などに関する事項
産業生活 常任委員会	9	商工業、農林水産業、市民生活、文化、スポーツ、シティプロモーション、市立病院などに関する事項
都市・環境 常任委員会	8	道路、住宅、上下水道、環境衛生などに関する事項
予 算 常任委員会	33	予算 及び これに関連する事項
決 算 常任委員会	31	決算 及び これに関連する事項

◇ 議会運営委員会

- ・ 構成員…委員は、会派から所属議員数に応じて選出します。(現在の定数は 12 人)
議長のほか、副議長、各常任委員長及び会派に所属していない議員の内 1 人が、委員外議員として出席します。
- ・ 担当事項…議会運営に関することなどを協議します。

◇ 特別委員会（令和 7 年 5 月 15 日現在）

- ・ 中小企業振興基本条例調査特別委員会（令和 6 年 10 月 7 日設置）
- ・ 子どもの権利条例等調査特別委員会（令和 7 年 5 月 15 日設置）

市議会の仕事

○ 議決

市長や議員から提案された議案は、市議会が審議し、その可否を決定します。これを「議決」といいます。「議決」を要する主な項目は、次のとおりです。

- ① 条例の制定、改正、又は廃止
- ② 予算
- ③ 決算
- ④ 工事請負契約の締結又は重要な財産の取得若しくは処分
(一定の要件に該当するものに限る。)
- ⑤ 議会が議決事件と定めた事項

○ 議案の提出

議員は、議会に地方自治法に定められた賛成者とともに条例案などの議案を提出することができます。

○ 市政の監視

市の事務に関する書類を検査したり、関係者の出頭・証言・記録提出を求めたり、監査委員に監査を求めることにより市政を監視します。

本会議で一般質問を行ったり、各委員会において質疑を行うことでも市政に関するチェックを行っています。

○ 意見書の提出

市民生活に関して重要なことであっても、それが国や県の仕事であったりして、市だけでは解決できないことがあります。このようなときには、国や県などに議会の意思をまとめた「意見書」を提出して、その解決を求めています。

○ 選挙・同意

議長、副議長や選挙管理委員を選挙したり、副市長等の選任に対して同意を与えます。

請願と陳情

市民の皆さんは、市政に対する要望や意見を議会に提出することができます。議員の紹介のあるものを「請願」、無いものを「陳情」と呼んでいます。提出された「請願」は慎重に審議され、採択されたものについては、市長にその実現を要望したり、関係機関又は国会に意見書を提出したりしています。また、「陳情」については、審議の対象としていませんが、全議員に対し文書表として配付しています。

また、四日市市議会基本条例において、委員会での請願の審査に当たり、請願趣旨を十分理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる制度としました。

会議の公開等

○ 本会議

本会議は公開されており、市役所 11 階にある傍聴席からご覧いただけます。また、本会議の様子はインターネットで生中継及び録画配信をしており、代表・一般質問については、テレビ（CTY・デジタル 122ch）でも中継しています。

なお、これらの映像を収めた DVD 等の貸し出しも行っています。

○ 委員会

委員会も原則として公開しており、傍聴できます。また、総務、教育民生、産業生活、都市・環境、予算、決算の各常任委員会、広報広聴委員会、議会運営委員会、特別委員会及び 4 常任委員会報告会の模様は、無料動画配信サービス「Y o u T u b e」を活用し、生中継と録画配信を行っています。

《日程の案内》 本会議 および 常任委員会等の日程は、市議会だより、市議会ホームページ、ケーブルテレビ(CTY)、地区市民センター等 市の主要施設に掲示するポスター等でお知らせしています。

○ 会議録

本会議の模様を記録した会議録は、市政情報センター(市役所北館 1 階)、各地区市民センター等で閲覧いただけるほか、市議会のホームページでもご覧いただけます。

また、委員会の会議録については、平成 24 年度分以降の総務、教育民生、産業生活、都市・環境の 4 常任委員会の会議録と、平成 24 年度以降に調査研究が終了し、報告書が出された特別委員会の会議録を市議会ホームページに掲載しています。

市議会活性化への取り組み

○ 議会ホームページの運営

平成 9 年 12 月に開設しました。

議員の紹介、会議録、議会日程、議案書、議案の賛否一覧、インターネット議会中継、常任委員会行政視察報告書などを掲載しています。

令和 3 年度分から、政務活動費に関する領収書等をホームページで公開しています。

○ よっかいち市議会だよりの充実

令和元年 6 月定例月議会号より一般質問のページに QR コードを掲載し、インターネットの録画配信を見られるようにしました。令和 2 年 6 月定例月議会号からは、「一般質問した議員と項目」のページを、大項目のみの記載とし、読みやすさを向上させました。

また、令和 4 年 7 月には、市議会だよりの＃こども号を初めて発行し、市内の小中学生に配布しました。

○ 議員提案による政策条例制定改正

- ・ 四日市市情報公開条例の全部改正
（平成 12 年 9 月定例会可決、提案者 全議員）
- ・ 四日市市議会の議決すべき事件を定める条例の制定
（平成 13 年 3 月定例会可決、提案者 議会運営委員）
※四日市市議会基本条例の制定に伴い、廃止
- ・ 市長専決処分事項の指定についての一部改正
（平成 13 年 3 月定例会可決、提案者 議会運営委員）
- ・ 四日市市安全なまちづくり条例の制定
（平成 13 年 12 月定例会可決、提案者 各派代表者）
- ・ 議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の制定
（平成 14 年 3 月定例会可決、提案者 各派代表者等）
- ・ 四日市市文化振興条例の制定
（平成 14 年 6 月定例会可決、提案者 各派代表者等）
- ・ 四日市市市民自治基本条例（理念条例）の制定
（平成 17 年 1 月臨時会可決、提案者 市政活性化推進等議員懇談会小委員会委員）
- ・ 四日市市議会基本条例の制定
（平成 23 年 3 月定例会可決、提案者 議会基本条例調査特別委員会委員）
- ・ 四日市市議会における参考人の実費弁償に関する条例の制定
（平成 24 年 2 月定例月議会可決、提案者 各派代表者）
- ・ 四日市市観光大使設置条例の制定
（平成 24 年 8 月定例月議会可決、提案者 各派代表者等）
- ・ 四日市市市民協働促進条例の制定
（平成 26 年 11 月定例月議会可決、提案者 各派代表者）

- ・ 四日市市開発許可等に関する条例の一部改正
（平成 27 年 2 月定例会月議会可決、提案者 議員政策研究会既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会の正副分科会長及び議員政策研究会幹事）
- ・ 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正
（平成 28 年 2 月定例会月議会可決、提案者 議員 3 名）
- ・ 四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の一部改正
（平成 28 年 8 月定例会月議会可決、提案者 議員 3 名）
- ・ 四日市市みんなのスポーツ応援条例の制定
（平成 28 年 11 月定例会月議会可決、提案者 スポーツ振興条例調査特別委員会委員）
- ・ 四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例の制定
（平成 30 年 6 月定例会月議会可決、提案者 障害者差別解消条例等調査特別委員会）
- ・ 四日市市防災対策条例の制定
（平成 30 年 11 月定例会月議会可決、提案者 防災対策条例調査特別委員会）
- ・ 四日市市議会基本条例の一部改正
（令和 2 年 2 月定例会月議会可決、提案者 議会運営委員会）
- ・ 四日市市議会ハラスメントの防止等に関する条例の制定
（令和 4 年 2 月定例会月議会可決、提案者 各派代表者）
- ・ 四日市市議会の個人情報の保護に関する条例の制定
（令和 4 年 11 月定例会月議会可決、提案者 各派代表者）

○ 市議会モニター制度の運営

四日市市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的に、平成 16 年度に設置しました。市内 24 地区と四日市大学からの推薦のほか、一般公募を行い、約 50 人の市議会モニターに活動していただいています。

○ 四日市市議会基本条例の制定

平成 23 年 3 月定例会において、市民との情報共有、市民参加の推進、議員間討議の活性化を基本方針の三本柱とする四日市市議会基本条例を制定しました。この条例では、定例会を年 1 回とし会期を通年にする通年議会（市議会としては全国初）をはじめ、執行部から議員への逆質問を可能とする反問権や、文書により執行部に対して質問を行う文書質問などの規定を設けています。

○ 議会報告会の開催

四日市市議会基本条例の三本柱の一つである「市民との情報共有」を進めるため、定例会月議会終了後に議会が直接地域に出かけ、議案の審査における議論の経過や結果など、議会としての考え方を市民に報告する場として、平成 23 年 9 月定例会月議会から始めました。令和 5 年 11 月定例会月議会からは、6 月、11 月定例会月議会終了後の議会報告会は開催せず、定例会月議会の審査の概要をまとめた資料を掲載しています。また、報告の後には市民とのシティ・ミーティングを開催しています。

○ 本会議、委員会等の会議における手話通訳の実施

すべての方にリアルタイムに市議会における議論をお伝えするため、より多くの方に議会を傍聴していただけるよう、平成 24 年 11 月定例月議会から事前申し込みによる手話通訳を実施しています。

○ 委員会のインターネット中継の実施

平成 25 年 6 月定例月議会から動画配信サービス U S T R E A M を活用し、無料でライブ中継・録画配信を開始しました。また、平成 26 年 11 月からは Y o u T u b e で録画配信を開始しました。その後、平成 30 年 8 月から U S T R E A M でのライブ中継を終了し、Y o u T u b e でのライブ中継に変更しました。

○ 各定例月議会における議案に対する意見募集

各定例月議会における議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例や事業について、市議会のホームページで市民の皆さんに情報提供を行い、議案に対する意見をいただき、その意見を委員会で審査される前に全議員に配付し審査の参考とする取り組みを実施しています。

○ 会議用システムの運用

議会のペーパーレス化を進めるため、平成 27 年 10 月から議員へタブレット端末を配布しています。委員会の資料等を電子化し、紙使用量の削減に努めています。

また、タブレット端末を活用したペーパーレス化をさらに推進するため、平成 29 年 2 月定例月議会から会議用システムを運用しています。

○ 大型スクリーン及び採決システムの設置

議員の質問資料や採決の結果を傍聴者等に分かりやすく伝えることができるよう、平成 28 年 2 月定例月議会から本会議場に大型スクリーンを設置するとともに、採決システムを運用しています。

○ 常任委員会年間白書の作成

総務、教育民生、産業生活、都市・環境、予算、決算の各常任委員会において、各常任委員会における課題、懸案事項等を明確にし、新たな委員会の構成となっても前年度の委員会における課題等をスムーズに引き継ぐことができるよう、1 年間に議論された内容を白書として取りまとめ、公開しています。

○ SNS を活用した情報発信

SNS を活用した情報発信により幅広い世代に周知を行い、市議会が市民にとってより身近な存在となれるよう、平成 28 年 4 月から F a c e b o o k を始めました。また、より幅広い世代の方に情報発信し、親しみやすい議会を目指すため令和 2 年 4 月

からは、X（旧：T w i t t e r）、I n s t a g r a mの運用を開始しました。令和4年4月から、四日市市議会基本条例に定める「市民との情報共有」をさらに進めるため、新たにL I N Eによる情報発信を始め、令和5年7月からT h r e a d sの運用を開始しました。

○ 高校生議会の開催

18歳選挙権がはじまり、未来を担う子どもたちの地方政治への関心の向上を図るとともに、若い世代の意見を聴取し今後の市政の参考とすることを目的として、平成30年度から高校生議会を開催しています。事前勉強会、高校生議長立候補者による所信表明、選挙、委員会に分かれての討議、意見書提出など、本格的な模擬議会を高校生議員が体験しています。

○ 決算審査と予算審査の連動サイクル

令和元年度から決算常任委員会において、8月定例会議会の決算審査を通じて意見集約し、次年度予算編成に向けた提言を取りまとめて決算常任委員長から議長に提出、その後議長から市長に対して政策提言を行う取り組みを始めました。提言は翌年の2月定例会議会の予算審査の際などに活用します。

○ ワイ！ワイ！GIKAIの開催

令和4年度から若い世代を対象とした出前型の意見交換会「ワイ！ワイ！GIKAI」を開催しています。議員が市内の学校等を訪問して、学生等若い世代の皆さんと意見交換を行います。

市議会ってどんなところ（令和7年度版）

発行日 令和7年5月

発 行 四日市市議会事務局 議事課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL (059) 354-8257 総務係

(059) 354-8258 議事係

(059) 354-8259 調査法制係

(059) 354-8340 広報広聴係

FAX (059) 354-8304

ホームページアドレス <https://www.city.yokkaichi.mie.jp/gikai/>